

中世球磨郡の在来領主と相良氏

小川 弘和

はじめに

肥後国球磨郡では、内乱直後に權益を得た関東御家人・相良氏が入植・定着し、家系の交替などを経つつも大名として近世末まで存続した。それゆえに残された膨大な家伝文書⁽¹⁾は、かつては、地頭領主制論や惣領制論の主要史料とされて、幾多の成果が挙げられた。だが球磨郡をフィールドとした研究は、ここ暫く停滞の感が否めない。その理由の一端は、かつての研究の多くが、相良家文書を、地頭領主制論・惣領制論といった一般的論点の素材として扱う傾向にあり、個別具体的な地域史のなかでの位置づけが十分ではなかったこと。とりわけ、在来領主を相良氏による編成の客体とみて、その多様性や主体的動向の検討を欠いていたことにある。

一例を挙げよう。相良氏の惣領制論の到達点は、服部英雄の議論である「服部一九八〇」⁽²⁾。惣領制とは所領の分割相続のもとでの嫡流家当主による一族統制・幕府諸役配分体制であり、嫡子単独相続への移行で消滅するとされる「羽下一九六六、田中二〇一一など」。だが服部は、その文書管理機能に着目することで、相良氏の場合、鎮西相良

氏全体での惣領制は衰退するが、佐牟田家を中核とする下球磨・人吉荘域の一族中⁽³⁾では、むしろ単独相続への移行と南北朝内乱のもとに、一族統制の手段として強化・再生産されたとする、独特の理解を提示した。また、その射程が姻戚関係をおして在来領主にも及んだとして、相良氏の球磨郡全域支配への飛躍を見通そうとした。

服部はそこで、平河師頼が「父系」の「平河一族の惣領」ではなく「母系（婚姻）を通じて」「惣領として平河左近允ではなく相良定頼、前頼を選択した」と論じる。だが、その「惣領制」理解に照らせば、鎮西相良氏全体のそれに対応する「平河一族の惣領」制も、南北朝内乱期には消滅していたのではないか。よって漠然と「平河一族」と捉えるのではなく、服部自身が立体的に相良氏の構造を検討したのと同じような作業を、平河氏についても試みねばなるまい。服部説は実は、そこからの照射による当否確認を要するものだ。

一方、池田公一の研究は、やはり平河氏を事例に在来領主の側に視点を据えて、鎌倉時代をとおしての、その展開を検討した数

少ないものである。だがそこでも漠然と総体としての「御家人平河氏」の動向が論じられ、その内部構造は顧慮されていない「池田一九七八」。

しかし、結論を先取すれば平河氏では、鎌倉時代をとおして家々の分立が進み、南北朝内乱のもとでは「平河一族」と一括できない個々の動きをしていくことになった。その相良氏との関係も多様である。かかる在来領主の個別かつ主体的動向を踏まえたいうえで、相良氏による彼らの編成と、一郡領主化への道筋を再考する必要がある。

私も準備に参加した、二〇一五年秋の熊本県立美術館特別展「ほとけの里と相良の名宝 人吉球磨の歴史と美」では、かかる問題を意識して、相良氏と相良家文書を、地域史の視座から捉えなおすことに注意を払ったが、在来領主の側の掘り下げはなお不十分であった。そこで本稿ではまず、球磨郡と相良氏の沿革を素描したうえで、鎌倉から南北朝にかけての在来領主の配置・様態・展開を整理したい。そこで触れる個々の事実の大半は、先行研究が明らかにしているものだ。だが全体を見渡した叙述は乏しく、彼らが相良氏の展開のあり方を規定したことの明確な評価は、管見の限り本稿がはじめて行うこととなる。続けて、少数とはいえ自身の家伝文書に恵まれる平河氏について、叙上の検討を行い、それをとおして南北朝期の人吉相良勢の結合原理について再考したい。

一 中世前期の球磨郡と人吉荘

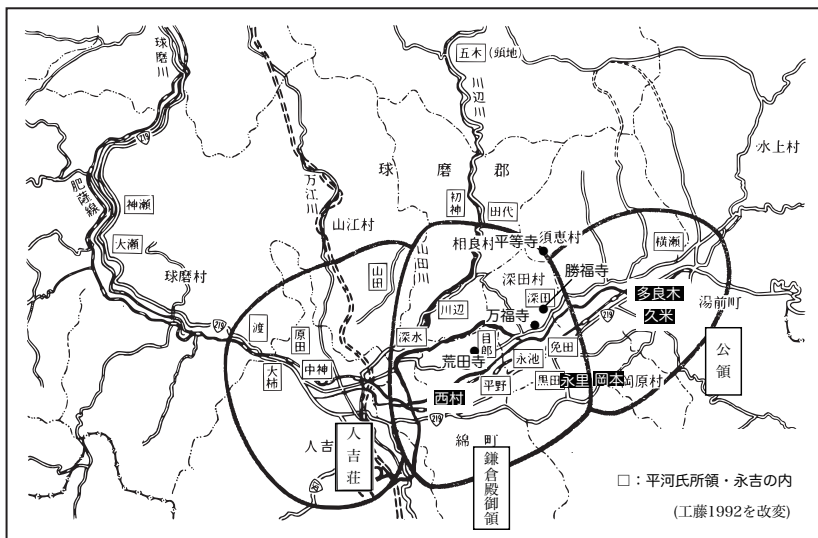
1 人吉荘の成立と相良氏

中世九州は、大宰府の基盤・西北部、宇佐勢力の拠点・北東部、島津荘に覆われた南九州に大別される。球磨郡は三つの地域性が葛

藤するその接点だったが、一一六〇年代に大宰府長官だった平頼盛によって、蓮華王院領の半不輸所領・球磨御領とされた。そのなかの西村・永吉は、頼盛の散在所領・安富領に繰り入れられる。

鎌倉幕府が九州を制圧すると安富領もいったんは没収されるが、その多くは、平家の都落ちに同行せず、幕府に保護を求めた頼盛に返付された。ただし球磨御領は建久三年（一一九二）頃に、蓮華王院領の人吉荘、西村・永吉を含む鎌倉殿御領、そして公領に再編された。これは大勢では下球磨・中球磨・上球磨の地域的切り分けだが、永吉が郡域に散在するように、截然としたものではなかった。地域の領主が寄りあう郡務機構に依拠する球磨御領の荘務構造も、ただちには変わらなかったと考えられる。

蓮華王院領・遠江国相良荘を本貫とする相良氏と肥後との関係は、頼景が上球磨公領のなかの没官領・多良木村百丁や肥後北部の山北・泉新荘内山井名などを得たことにはじまる。これらはすべて頼盛関係所領であり、その獲得には八条院・頼



盛と相良氏との繋がりが想定される。頼景の庶子たちは山北・山井を分割相続し、宗頼の泉本荘高橋や頼平の筑後三毛北郷内など、自らも勲功所領を得て鎮西相良氏各家を分出させていく。

一方、元久二年(一一〇五)に人吉荘地頭職に補任された嫡子・長頼は、頼景から多良木を相続して球磨相良氏の祖となる。その嫡子・頼氏は多良木を継承して鎮西相良氏全体の嫡流・多良木家がはじまる^⑤。また庶子たちは人吉荘の地頭職を名単位で分割相続。特に最大規模の経徳・常楽両名を得た頼俊の佐牟田家は、その中心となっていく。

ところが、分割相続に先立つ寛元元年(一二四三)、山井をめぐる甥・頼重との相論で罪を問われた長頼は、人吉荘地頭職半分を没収されて、本荘北方は得宗領となった^⑥。相良氏の悲願となったその回復は、幕府滅亡後に持ち越される。

2 球磨郡の在来領主と相良氏

幕府は建久八年(一一九七)、文治元年(一一八五)の平家滅亡以降の戦後処理の結果を、国ごとに所領・田数・領主を書き上げた帳簿(図田帳)を作成することで総括して、九州支配の平時体制への移行を図った。相良家文書には、鎌倉後期に訴訟の証拠書類として作成されたと思われる、球磨郡分の抜書(前掲相二)が残る。

球磨郡二千丁

蓮花王院人吉庄六百丁

領家 八条女院

預所 対馬前司 清業

①下司 藤原友永 字人吉次良

②政所 藤原高家 字須恵小太良

③地頭 藤原季高 字合志九良

④藤原茂綱

⑤藤原真宗 字久米三良

⑥尼西妙

鎌倉殿御領五百丁

預所因幡大夫判官

永吉三百丁

⑦地頭良峯師高子息字平

紀平次^{不知実名}

⑧須恵小太良家基領百五十丁

公田九百丁

豊富五百丁

⑨地頭藤原真家 字久米三良

豊永四百丁

地頭

⑩藤原家基三百丁 字須恵小太良

多良木村百丁 没官領

⑪伊勢弥次良^{不知実名}

建久八年潤六月日

①「人吉次良」の人吉荘下司職は、相良長頼が「為平家没官領之間」という理由で補任された地頭職(前掲相三)の先行所職とみなされる。人吉氏の所見はこれが唯一なので、下司職没収とともに没落したと推定される。一方、⑪「伊勢弥次良」を工藤敬一は、頼景の仮名ないし代官でないかとする。宗頼は頼景から泉新荘内山井名を

譲られて四十年余知行の後、嘉禄三(一二二七)年に死去したとされる(前掲相五)から、頼景の山井獲得は文治年間(一一八五〜九〇)頃に遡る。安富由来の所領は一括獲得だろうから、工藤の推定は首肯される。

そしてこの人吉荘地頭職と多良木村のみが、相良氏が球磨郡に得た権益だった。しかも後に人吉荘北方は没収される。一方で在来領主の大半は存続し、地域社会を構成するのだ。

二 人吉荘域の在来領主

1 郡司級領主・須恵氏の盛衰

「須恵小太良」は②では藤原高家、⑧⑩では家基とされるが恐らく同一人物。少なくとも同族で、人吉荘政所職と、鎌倉殿御領内百五十町(西村)、公田豊永内三百町の小地頭職という、郡全域にわたる最大規模の権益を有している。かかる須恵氏を工藤は、中球磨を拠点とする郡司級領主と推定した。近年、須恵氏が平河氏との姻戚関係による連携のもとに、平等寺を中心とする阿蘇谷と、名字の地・須恵村に隣接する中球磨の山岳寺院・勝福寺からなる、郡の宗教的中核を掌握していたことが、これらの寺院の仏像胎内銘などから明らかとなり、それはより確かになった「小川二〇一六」。また日向の建久岡田帳に馬関田荘地頭として「須恵太郎^{実名}」がみえる(建久八年六月日向岡田帳写、島津家文書、『鎌倉遺文』九二二号。以下「鎌九二二」の如く表記する)。その勢力は隣接する日向北部にも及んでいた。

だが、かかる須恵氏は鎌倉期をとおして、徐々に勢力を後退させたようである。西村・永吉を球磨郡再編とともに組み込んだ鎌倉殿御領の預所職は、岡田帳抜書にみえる「因幡大夫判官」、つまり幕府の有力吏僚・大江広元から、元仁二年(一二二五)に外孫・

近衛中将実春に譲与された。その実春と平河氏の間では建長三(一二五二)年以降、相論が展開した。そのなかで平河良貞は、建保四(一二二六)年岡田帳の永吉地頭は父・師良、西村地頭は須恵小太郎家基という記載から、両地は別のものと主張。これに対して実春は、「貞応・嘉禄御下文」を根拠に永吉と西村を一体とみなしつつ、「地頭須恵尼」が「狼藉」によって西村を没収されていることを理由に、平河氏の権利を否定しようとした(弘安六年七月三日関東下知状案、平河文書四号、『熊本県史料』中世三。以下「表1-1④」の如く示す。年欠平河道照申状、表1-1⑤)。詳細不明だが鎌倉中葉頃に、須恵氏は西村を没収されている。また人吉荘政所も寛元二年(一二四四)の下地中分状(前掲相六)では「平守員」なる人物に代わっている。さらに事情や実効支配の程は不明だが、上球磨豊永の地頭職も、鎌倉後期には多良木家の相伝所領とされていた(前掲相三三)。

一方、勝福寺の山中には、在銘では弘安四年(一二八二)を最古とする、多数の鎌倉様式的な五輪塔群が残る。また勝福寺から人吉市の温泉旅館・翠嵐楼に移されたという宝塔には、永仁二年(一二九四)の年記をもつ僧・円鑊による銘がある。これらから勝福寺は、円鑊が真言寺院として再興したと考えられている。須恵氏の勢力低下と相即して、相良氏が中球磨にも影響を浸透させていくさまを暗示するようだ。

とはいえ、頼景が須恵氏の女性を後妻としたという伝承が残り、服部が、南北朝期の文和四年(二三五五)頃の人吉相良勢の概要・構成を示すと評価した、相良定頼并一族等所領注文(相一六二)には「須恵彦四郎」がみえるように、それは敵対的過程とはいいい切れない。また南北朝内乱の後半、室町幕府が局面打開のために九州に派遣した、今川了俊のもとに永和三(一三七七)年に結成された、南九

州国人一揆では、「須恵修理亮重宗」が、「平河兵庫允師門」「永里大和権守武綱」などととも、中球磨の勢力としてみえる(同年十月廿八日一揆契約状案、襦袢文書、『南北朝遺文』九州編五四二二二号。以下「南五四二二」の如く表記する)。この広域的連合の基底には、戦時下の軍事同盟である、地域ごとの領主一揆があった(「服部一九八三」。上球磨には「求摩之上郡之人々」と呼ばれる一揆的集団があった(「永和二年」六月五日野辺盛久書状、襦袢文書、南五三〇五)。須恵・平河・永里らも、その一員であったのか、それとは別に中球磨で同種の一揆を構成していたのかは、判断の決め手に欠ける。だがいずれにせよ彼らは、有力領主であった。須恵氏は郡全域への影響は後退させつつも、本拠・中球磨において存在感を保ったのである。

2 人吉荘の小地頭たち

人吉荘内の③⑥の人々は、下司・政所とは別に「地頭」とされるから小地頭を指す。うち⑥「尼西妙」は不明だが、③「藤原季高字合志九良」は、肥後北部の菊池郡を拠点に国府を掌握して、肥後全域に支族を展開した雄族・菊池一族のうち、合志郡を本拠とする合志氏。「菊地系図」(『続群書類従』第六輯下系図部)にみえる「九郎秀高」と同一人物だろう。同系図によれば、その後裔には、隣接する中球磨永里村・上球磨岡本村を名字の地とする、永里・岡本両家が見える。先述のように南北朝期には、「永里大和権守武綱」が確認できる。一方、上球磨一揆には「岡本越前守頼季」がみえる(前掲南五四二二)が、それに先立ち人吉相良勢の一員にみえる「岡本又次郎」は、「永里彦次郎跡」として、合志郡内高永田地と球磨郡永里村を宛て行われている(前掲相一六一)。祖を同じくする両家が、競合関係から永里家は官方・岡本家は武家方に分かれて敵対しつつ、

定着していたことがわかる。

また④「藤原茂綱」は、寛元二年中分状(前掲相六)に「田所草部高元」がみえるから、この藤原姓日向草部氏の可能性がある。久安二(一一四六)年に平河師高は敵対勢力の襲撃をうけた。前述の諸寺・諸仏は、それによって荒廃した郡域復興事業の一環として整備されたと思われるものだ。そしてその襲撃勢力は「久万郡住人貞倫并舎弟六郎重平」と、それに与同し「貞」が通じる「日向国真幸院住人」「草藤次貞守」、さらに「八代藤三重永」らであった(年欠肥後国司解写、高野山文書又続宝簡集百二、『平安遺文』四七一九号)。ここから服部は、日向北部と肥後球磨・八代両郡にまたがる交通関係と、それをおとした日向草部氏の球磨郡進出を論じた(「服部一九七八」。首肯されるが、その所見は中分状で途絶え、その後については不明である。

⑤「藤原真宗 字久米三良」は⑨公田内豊富五百町の「地頭藤原真家 字久米三良」と同一人物。「宗」「家」いずれかが誤記だろう。⑤は後の人吉荘「惣公文藤原真憲」(前掲相六)に連なる。その名字の地は上球磨の久米郷で、これは豊富と重なる。久米郷は正応元(一二八八)年に異国合戦の恩賞として、東方が肥前長島荘の橘薩摩氏(同年十一月廿一日関東下知状案、小鹿嶋文書、鎌二六八一五)、西方が筑後の三毛氏に宛て行われた。しかしこれは久米氏の権益とは抵触せぬものだったようで、橘薩摩・久米両氏は南北朝期には、上球磨一揆の構成員として共存している(前掲南五四二二)。

遠隔地領主である惣地頭と、幕府に連なり地位を保持した小地頭は、当初は相互依存関係にあったが、宝治合戦の戦後処理による惣地頭の大量交替や、異国合戦時の関東御家人の南向によって、対立・訴訟が激化していくという「清水二〇〇七」。人吉荘では凶田帳以降は小地頭の直接的徴証を欠くが、当初は球磨御領以来の構造に

表 1 平河文書

No	年月日	文書名	内容	県史料
①	建久 2.5.3	良峯師高讓状案	嫡子師貞等への永吉 20ヶ村讓与。鎌倉後期の仮託文書か	1
②		人吉莊南方刁岡名地頭職相伝系図	相良長頼の外孫・女子阿夜を訴人とする鎌倉末期のもの	2
③	建長 5.11.5	沙弥観阿 ^{平河} 讓状案	前欠。子息良円への田地讓与	3
④	弘安 6.7.3	関東下知状案	平河良貞・師時と預所・近衛中将実春との相論裁許	4
⑤		平河道照申状	預所「豊前々司入道殿」との敗訴相論の越訴状。土代か	5
⑥	文和 2.2.	平河貞家軍忠状	兄貞世の討ち死、筑前・豊前などでの転戦を記す。証判あり	6
⑦	文和 2.2.	平河貞家軍忠状	⑥後半と内容重複。証判あり	7
⑧	応永 34.4.7	平河式部給分坪付	相良前統による給分給付	8
⑨	〃	〃	相良前統による人吉莊内・中球磨内給分給付	9
⑩	文明 12.2. 吉	平河但馬守給分坪付	相良為統による上球磨久米郷西方内給分給付	10
⑪	(永禄 2.)5.23	相良頼房 ^{義陽} 書状	平川与三左衛門尉に丸目兵庫頭悪心雑説の顛末を伝える	11
⑫		良峯姓先祖書	荒田寺別当依高と四人の子息について記す	12
⑬	文化 4.7.20	平河家由緒書	平河源兵衛平久敬が「私ニ記置」とす。相良氏の近世伝承と類似	—
⑭		平河系図	伝来文書の人名間に複数繋ぎがある未整理のもの。⑬と関係か	—

表 2 永池文書

No	年月日	文書名	内容	県史料
①	建永 2.3.14	某下文	良四郎師忠に目良生・永池・渡 3ヶ村の別納を認める	1
②	永和 1.10.16	平河師頼軍忠状	惣領相良前頼のもとでの軍忠。証判あり	2
③	応永 2.12.23	相良実長名字書出	平河尾能三郎に、高頼の名を与える	3
④	寛正 3.12.9	相良長統名字書出	平河助八に、師詮の名を与える	4
⑤	長享 1.12.23	相良長輔 ^{長母} 名字書出	平河三郎に、高吉の名を与える	5
⑥	天文 11.11.25	相良長唯 ^{義滋} 名字書出	相良永池三郎に、長順の名を与える	6
⑦	天正 19.8.20	相良頼房 ^{長母} 名字書出	相良永池助七に、頼忠の名を与える	7

規定されて、相良氏と小地頭たちは相互依存関係をとり結ぶしかなかっただろう。だが南方では、やがて分割相続と開発をとおして相良氏の支配が進むため、圧迫を原因とする小地頭の撤退はあったかもしれない。

しかし得宗領となった北方は、鎌倉期をとおして遠隔地所領であったため、その現地支配は小地頭らに依存し続けたのではない。北方内には税所・公文・上村・一万・をくひのしやうの各名が確認できる（暦応二年八月五日相良蓮道^長氏讓状別紙坪付、相八四）。うち公文名は惣公文・久米氏が維持したであろうか。また税所名は南北朝期に「人吉一分地頭」として現れ、人吉相良勢の有力構成員だった、税所宗円（暦応三年八月廿八日同人軍忠状、相九九など）の名字の地だ。その本姓は不明だが、彼は凶田帳に小地頭として現れる、いずれかの人物の後裔であろう。このように、佐牟田家が北方回復とともに人吉莊域を一円的に再掌握しようとする際、北方の小地頭たちとの関係形成は不可欠だったと思われるのだ。

三 良峯姓平河一族の展開

1 鎌倉期の平河氏

平河文書十四点・永池文書七点と、庶流のものだが家伝文書を残す良峯姓平河氏は、他の諸氏では難しい具体的様相の検討が可能だ。一次史料で存在が確認できるのは、久安二年（一一四六）に師高が襲撃をうけるところからで、それによって打撃をうけた荒田から、より要害の地である深田内山に拠点を移したらしい。また所領・永吉が中球磨を中心にひろく球磨川・川辺川沿いに展開すること、国郡機構による河川掌握との関連を思わせる。姻戚関係からみてもその勢力は、国府を背景に郡司・須恵氏との連携のもとに形

成されたと考えてよい。かかる平河氏が須恵氏とともに、球磨御領成立の受け皿となったことは、永吉・西村が頼盛の安富領に繰り入れられたことから明らかだ。「工藤一九八八a、小川二〇一六」。

師高は平家滅亡後、一旦は処断されるも文治三年(一一八七)にその身を「安堵」され(表1-④)、永吉の権益は嫡子・師貞(⑦)「良峯師高子息字平紀平次不知」に継承された。建久二年(一一九〇)の年記をもつ讓状案(表1-①)は、師高から師貞らに、永吉を構成する約二十ヶ村を譲与するもの。得分が石高・貫高併記されるなど建久年間としては不自然なことなどから、工藤は、鎌倉後期の訴訟に際し、建久年間に仮託して作成された可能性が高いものの、各村の分布についてはしかるべきものに拠ったとする。

かくして平河氏は危機を乗り切り、国御家人としての地位を得る。一方、永吉を含む鎌倉殿御領の預所は大江広元、その外孫・近衛中将実春、少弐景資、名越宗長かとされる「備前々司入道殿」「佐藤一九七二」と変遷したが、平河氏と実春・備前々司入道との間には、それぞれ長期にわたる訴訟が展開した。

実春と争った平河良貞・師時兄弟は、「永吉地頭并名主職」は師高―次郎師貞―兄弟の父・師良と伝わり、建長二年(一二五〇)に自分たちに譲与されたと主張する。ところが翌年から実春による押領がはじまり、良貞がこれを訴えたが、文永二年(一二六五)にいったんは実春勝訴の裁許が下ってしまった。これを不服とする良貞・師時兄弟は越訴を試み、弘安六年(一二八三)七月に勝訴の下知を得た(表1-④)。同年十月に預所は少弐景資に改替、この弘安下知状は「不易御下知」として平河一族に重んじられていく(表1-⑤)。

しかし弘安八年(一二八五)岩門合戦で景資が滅亡、翌年に預所となった備前々司入道の代官・行性と平河良貞との間でまたも相論が

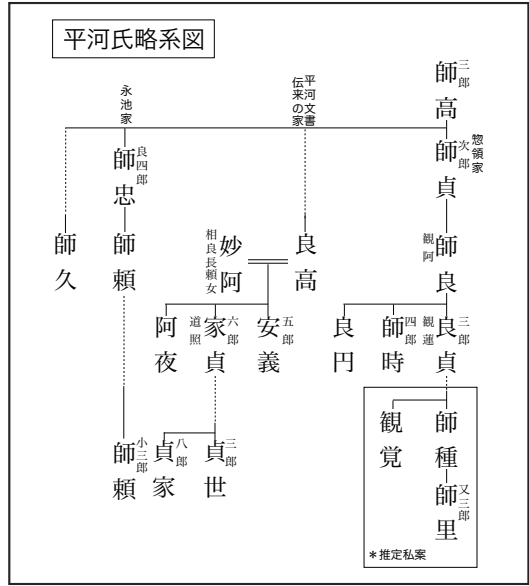
勃発。担当奉行の引級によって良貞は敗訴してしまったという。これに対して永仁年中(一二九三―九九)、平河道照が越訴。正安二年(二三〇〇)の越訴方廃止によって得宗方に可否判断が引き継がれて二番引付に係属されたものの、結局は元亨元年(一三三二)、「不及理非御沙汰」とされてしまった。長大な申状(表1-⑤)は、道照がその反論を試みたものである。

そのなかで道照は、弘安下知状には当事者として良貞・師時二人の他、「自余庶子等」はみえないため、道照に提訴権はないとする引付の判断に対して、下知状中に「一類六十余人令侘僚、交山野、永削御家人名字事、生涯愁歎也」とあるように、良貞・師時は一族を代表して訴訟にあたったのであり、この二名以外にも当然権利はあるものと反論する。またその傍証として「領家所進貞永元年九月師良等連暑状」が、「中神村地頭良峯良高・目良生村地頭良峯師頼・平野村地頭良峯師久・地頭良峯師良」によることを挙げている。

このうち「目良生村地頭良峯師頼」は、建永二年(一二〇七)に目良生・永池・渡三ヶ村の別納を認められた「良四郎師忠」の後裔で、その家系は永池文書を伝えた家として分出した。また道照自身は、この申状で「中神・播瀬（瀬）両村地頭名主職」の確保を図ろうとしているから、「中神村地頭良峯良高」の後裔。そして師良は村名を冠さず端的に「地頭」とされ、また前述のように凶田帳にも永吉地頭と登録されているから、この時点での平河氏惣領とみなせる。つまり平河氏では、師良―良貞・師時と繋がる惣領家と、永吉内の村々を分割相続した、永池家などの三つの庶子家への分化がはじまっていたことが読み取れる。

しかしその過程は、弘安下知状の獲得後、永吉を独占しようとした良貞・師時に対し、それを「押領」であるとして、「庶子等又於

宰符面々番訴陳」という事態が生じている(表1-⑤)ように、紛争をとまなうものだった。ここで興味深いのは平河文書には、人吉莊南方刁岡名地頭職相論の具書系図(表1-②)が残ることだ。刁岡名は相良長頼から女子・妙阿に譲与され、さらに文保二年(一二三二)、妙阿の息女「良峯氏字阿夜」に譲られた(嘉暦元年十月日相良長頼女尼妙阿代道観申状并具書案、相四八)。妙阿が平河一族に嫁したことは明らかだが、阿夜に「訴人」と注記する系図が残ることは、妙阿が嫁したのはこの家系であったことを示唆する。本系図は妙阿の子に阿夜の他、死去した五郎安義と、六郎家貞の二人の子息を挙げる。この家貞こそ道照だろう。すなわち、平河一族庶家は、惣領家との紛争を抱えるなかで、相良氏への接近を図った。また相良氏も、かかる紛争への関与をとおして、地域社会での存在感を高めていったのだ。



2 南北朝期の平河氏と人吉相良勢

前掲所領注文(相一六〇)には、人吉相良勢の一員として「平河小三郎」「平河又三郎」がみえる。うち「平河小三郎」は、貞和二年(一二三六)の軍忠状にみえる「人吉庄一分地頭平河小三郎師

頼」(同年十二月日同人軍忠状、相一二五)に比定される。降って永和元年(一二三五)の三郎左衛門尉師頼軍忠状(表2-②)が永池文書に残るから、彼は永池家。そのなかで当該期の佐牟田家当主・前頼を「惣領」と呼び、またその軍忠状(前掲相一二五)が相良家文書中に残ることから、服部は、師頼が姻戚関係をとおして「下相良氏」の「惣領制」に包摂されたとみる。佐牟田頼広の妻は「後家良峯氏」と呼ばれており(正慶二年後二月廿六日相良頼広讓状、相五二)、平河氏である。また暦応三年(一二三〇)に討ち死した頼広の甥・祐広の軍忠は「良峯氏女代広安」が申請しており(同年八月十一日同人軍忠状、相九六)、妻はやはり平河氏と思われる。一方、人吉莊北方は建武五年(一二三三)中葉に、それまでに頼広が没したためか、その父・長氏と頼広の子・定頼とが半分ずつを得るかたちで回復する(同年七月六日相良蓮道長譲讓状、相七九、前掲相二六一など)。その北方半分を長氏は、庶子らに分割配分した(前掲相八四)。人吉莊小地頭の徴証がない平河氏でありながら「一分地頭」として現れ、活動時期から定頼世代といえる師頼は、頼広妻の兄弟の子か、祐広妻の兄弟であり、ゆえに北方の配分をうけて、佐牟田家の惣領制に包摂されたのではないか。

このように他氏勢力のなかには確かに、姻戚関係を媒介に佐牟田家の惣領制下に編成された者もいた。しかし実は師頼以外の他氏の者が、佐牟田家当主を「惣領」と呼んだ事例は残らない。これは、服部のように人吉相良勢の編成原理一般を「下相良氏の惣領制」に求めることを躊躇わせるものだ。そこで一方の「平河又三郎」を中心に、他氏勢力の様相を検討したい。

彼は伯父・平河観覚の他界後、日向馬関田莊預所職を継承し、内乱勃発以来十余年にわたって押領を続け、また用水をめぐる紛争か

ら、康永四年(一三三五)に、真幸院収納使北原助六兼命・同西郷公文野口平次郎重義・吉田飯野名々主花北左衛門太郎入道らとともに、同院吉田村に侵攻した、又三郎師里(同年十一月廿二日開田出羽守領吉田村年貢濫妨事書、相一九)に比定される。小林一岳の確かな分析「小林一九九八」を踏まえると、この集団は地縁的利害をとにもする、小規模な領主一揆とみなせよう。また師里については、その交通関係をおしての日向北部進出や、遠く備後守護代のもとに、連絡・連携が可能な「師里一族平河弥三郎、てしまの左衛門四郎」がいたことなど、独自の勢力のあり方が窺える。

そこで注目したいのが所領注文にみえる、九州探題・一色範氏が宛て行った所領のあり方だ。それを整理すると、建武五年(一三三八)の人吉荘北方の回復(長氏・定頼)、観応の擾乱に由来する、観応二年(一三五〇)の永吉半分(定頼)・上球磨久米郷西方(定頼と一族・他氏に分配¹²)、以降の球磨郡・日向転戦に由来する、文和四年(一三五五)の久米郷東方や、日向国三侯院・同国島津荘北方(定頼と一族・他氏に分配¹³)に大別される。

同一所領の分配は、軍事行動の一体性を示唆するものだ。そこで師里分をみると、三侯院南方を宛て行われていることから、文和頃には定頼指揮下で行動していると考えられる。しかし観応の擾乱で一色範氏・人吉相良勢と対立した少式頼尚跡であることから、観応宛行と判断できる真幸院引田二十町は、他の観応宛行所領から孤立している。これは師里が馬関田荘押領・吉田村侵攻の後も、人吉相良勢とは別の、日向での軍事行動を続けていたことを暗示しよう。惣領家の可能性もある師里は、それゆえのかかる自律性を保持しつつ、観応以降に人吉相良勢に参入したとみるべきだ。

加えて、吉田村侵攻の際に師里と一揆的關係にあった野口重義に

比定できる「野口平次入道」と、同事件では直接に名は挙げられていないものの、まさに係争地であった吉田村内の田地十町を宛て行われている「稗田了仙房」も、所領注文にみえることに注目したい。まず後者についてだが、真幸院内は彼と師里・重義にしか宛て行われていないから、これは師里と同様、観応年間の真幸院一帯での独自の活動の結果によるものと判断される。一方、重義の宛行所領は島津荘北郷内二十町と真幸院西郷内七十五町。うち前者は文和年間に人吉相良勢の一員として行動した結果、分配されたものとみるべきだが、後者は規模も隔絶しており、上記のように判断される。

ここからは、文和年間における人吉相良勢の戦線の日向方面への拡大のもとで、球磨郡における佐牟田家との地縁によって師里が参入し、さらに師里が一方の軸足を置く、真幸院一揆の一員だった重義・了仙房が、師里を媒介に参入したという、人吉相良勢拡大のありようを読みとることができる。そして、そこに到る師里の自律性や、それが一面では真幸院一揆に裏づけられていたことを踏まえれば、それが佐牟田家への従属を意味したとは考えがたい。

そこで所領注文にみえる他氏勢力十二名を通覧すると、「岡本又二郎」の合志郡内高永十五町・球磨郡永里村。「斉藤十郎」の益城郡隈荘内有安名五町・肥前国佐賀郡内計十町・同国大田荘内五町・筑前国穂波郡内大豆村二十五町・同郡内河津村二十五町。「湯浦四郎次郎」の葦北荘内湯浦二十町。「山田左衛門次郎」の託麻郡八王子荘内三十町・同郡六箇荘内五町・飽田郡鹿子木東荘内五町・筑前国長淵荘内五町ほかと、師里・重義・了仙房を含めれば七名と、その過半数の宛行所領が、確実に一括分配から外れて肥後内外に分散している。そして先述のように岡本又次郎は球磨郡内の菊池合志氏系、湯浦四郎次郎は葦北郡というように、その拠点は球磨郡内外に

散る。史料制約から師里たちのような具体的な跡づけはできないが、他氏勢力の大半は、彼らと同様に、球磨郡内外にまたがる複合的な地縁を媒介に、一定の自律性を保ちつつ、人吉相良勢に参加したとみるべきではないか。

人吉相良勢は球磨郡内を中心としながら、内乱の展開とともにその戦線を周辺所郡や隣接する日向北部へと拡大していった。そのなかで、真幸院一揆のような現地の小規模一揆を、球磨郡にも所縁をもつメンバーを媒介に、迎え入れて膨らんでいった。ただし真幸院一揆に名がみえる北原助六兼命などは所領注文に現れないのだから、小規模一揆のメンバーすべてが丸ごと取り込まれたわけではなく、そこには一定の自律的選択が働いていたものと思われる。また平河師里のあり方に窺えるように、人吉相良勢への参入を選んだ者も、一定の自律性を保持しただろう。すなわち人吉相良勢とは、佐牟田家当主を盟主としつつ球磨郡関係者を中核に、その周辺数郡にまたがる、小規模領主一揆構成員が緩やかに参加するという、それ自体が一揆的構造をもつものだったとみなせよう。その内部は複雑であり、固定したものとは考えにくいし、佐牟田家当主による強力な統制を想定するのも不適當ではないか。所領注文は一色範氏の九州撤退によって、その宛行が空文化することを恐れて、安堵を求めするために作成された¹⁵⁾。かかる逼迫した状況を踏まえれば、この注文にみえる人吉相良勢の規模・構成は、いわば瞬間最大風速的なものであった可能性も考えられまいか。

ところで、「永吉庄半分百七十五畝、五百石、三三貫、河左近允、頼尚跡」とあること。つまり「平河左近允」なる人物が、少式頼尚の永吉半分代官であったらしいことにも注意したい。平河一族もまた、内乱のなかで分裂していたことがわかるが、それは鎌倉期の惣・庶対立のうえに位置づけら

れよう。

なお、人吉相良勢が球磨郡内や日向真幸院などを転戦していた頃（観応二年十月五日、文和二年十二月十三日一色範氏感状、相一四一、相一四七、一五三）、先述の道照の家系は、文和元年（二三三二）六月には豊前赤庄・笠松合戦に参加、十一月十二日には筑前椿・隈合戦で兄・三郎貞世が討ち死。弟・八郎貞家も負傷しつつ同二十四日の合戦や、翌年二月の武家方が菊池勢に大敗する針摺原合戦に参加するなど、肥後国外を転戦して、軍忠状に一色氏冬の証判を得ており（表1-⑥）^⑦、その動きは人吉相良勢とはまったく別のものである。よって師里の家系にも、足利直冬・少式頼尚方の左近允にもあてることができない。

以上のように平河氏における惣・庶対立をとまなう諸家分立は、長きにわたる戦争状況のなかで加速・定着し、もはや平河氏として一括できない、各家の独立と独自の動きをもたらした。永和の一揆構成員「平河兵庫允師門」も、一族全体の統括者ではあるまい。かかる平河諸家に対して相良氏は、婚姻などで個別に関係形成を図った。しかしそれは道照の家系の場合のように、必ずしも従属的編成に直結するものではなかったのである。

おわりに

最後に、本稿の考察結果をまとめておこう。球磨郡では鎌倉幕府による再編によっても、球磨御領以来の地域の領主たちが寄りあう構造は温存された。八条院・平頼盛との所縁で人吉荘地頭職と多良木村を得た相良氏が地域社会に定着するには、かかる在来領主との関係形成が不可欠だった。

鳥羽院政期に地域秩序再建の中核を担った郡司級領主・須恵氏

は、郡全域への影響は後退させるものの、中球磨・上球磨境界地域を拠点に存在感を保つていく。また人吉荘の小地頭たちも、合志氏の後裔である永里・岡本両家が中球磨・上球磨境界地域を名字の地に競合しつつ定着していき、久米氏も名字の地・上球磨久米郷を保持して健在だった。没収により得宗領となった人吉荘北方の支配も、現地の小地頭たちに依存するものだった。後に北方を回復した相良佐牟田家が人吉一円支配を再構築するときにも、彼らとの関係形成は重要だったろう。

かかる球磨郡の在来領主のなかでも平河一族は、庶流の家伝文書を残し最も具体的検討が可能な勢力である。彼らは、歴代の鎌倉殿御領預所の圧迫に対しては、一族結束して訴訟にあたつた。その一方、永吉を構成する村々の分割相続をとおして諸家分立と惣・庶対立も高まり、南北朝内乱はそれを決定づける。相良氏は平河諸家と個別に姻戚関係をもつものの、それは相良氏への従属を決定づけるものではなかつた。

かかる諸家分立と一族結合の消滅は、史料に恵まれぬ他氏にも想定される。ともに合志氏を祖とする永里・岡本の対立は、家の分出・対立で捉え得る。須恵氏でも人吉相良勢に参加した彦四郎と、多良木家と結んだ「須恵彦三郎」(前掲相二一九)とに抗争が想定される。南北朝期の球磨郡は、かかる諸家が必要しも同族関係に拘束されず、合従連衡を繰り返す場となつていた。佐牟田家は、それらを束ねて人吉相良勢を構成し、一郡支配へ向かつていくが、そこへの他氏勢力の参入契機は、人吉相良勢の戦線拡大とともに、当該地域の小規模一揆が、球磨郡に所縁をもつメンバーを媒介に、緩やかに参加していったというものであり、その結合原理は基本的には一揆とみるべきだ。そのなかでは、服部が強調した「下相良氏の惣領

制」は、むしろ個別的・例外的であり、その原理とするには無理がある。

このように中世前期の球磨郡史は、在来領主の展開史でもある。相良氏の展開はそのなかに位置づけねばならず、また相良家文書の世界も地域社会に開かれねばならない。本稿では、平河氏について若干の掘り下げを試みることで、人吉相良勢形成論の到達点として屹立してきた服部の論を、批判的に検証し得る糸口を得た。その当否は措き、地域社会の視座の有効性は示せたとと思う。また、それはこの問題を相良氏と相良家文書の側から、あらためて捉えなおすことも要請する。それを課題として銘記しつつ、本稿を終えたい。

(1) 現在は慶應義塾図書館蔵。刊本は『大日本古文書』家分け第五「相良家文書」全二巻。以下、刊本典拠は「相一」の如く記す。

(2) 服部の見解は、特に断らぬ限りこれに拠る。なおその後も、「平岡一九八六」、「清水一九九七」がある。だが平岡の論拠は清水によってほぼ崩されている。また清水の論は服部の理解を前提に、それが地縁に補完されていたとするものだ。よってその到達点は、なお服部にあるとすべきだろう。

(3) 服部はこれを「下相良氏」、嫡流であり上球磨・多良木を拠点とする多良木家を「上相良氏」と呼ぶ。これらは定着した俗称だが、本稿では採らない。その前提には当該期の球磨郡史を「上相良氏」と「下相良氏」との拮抗と、南北朝内乱のなかでの後者による前者の圧服という、両相良氏の抗争史として捉える理解がある。しかし前者は、佐牟田家を中核に、人吉荘域の相良一門と他氏とで構成されるものの、別稿で検討するように相良一門についてすら、その結合原理は必ずしも佐牟田

- 家による「惣領制」支配に収斂しない複雑な性格をもつ。かかる集団を「下相良氏」と呼ぶのは正確ではない。よって本稿ではさしあたり「人吉相良勢」と呼びたい。また「小川二〇一五」で論じたように、南北朝期の多良木家は、単独で人吉相良勢と拮抗し得る勢力ではなかった。
- (4) 主に「服部一九七八」、「工藤一九八八b」などを踏まえた「小川二〇一五・二〇一六」に拠り、鎮西相良氏の概要は「清水一九九七」などを参照した。工藤の見解は、特に断らぬ限り「工藤一九八八b」に拠る。なお特別展図録の総論である「小川二〇一五」でも、その評価に触れたが具体的検討が足りず、また服部「惣領制」論の批判的検証には到らなかった。
- (5) 地頭職補任状の正文は多良木家に保管されていたこと（案文の佐牟田頼広奥裏書、相三）。正応六年の多良木頼氏から嫡子・頼宗への讓状写（相三三）に「讓与 遠江国相良堀内重松肥後 豊永多良木村同郡人吉 職事」とあることから、人吉荘惣地頭職は多良木家が握っていた可能性がある。しかし讓状写の欠損部分には名や東郷の地頭職が記されていた可能性も否定できず、この点は留保したい。
- (6) 同年十二月廿三日関東下知状（相五）、寛元二年五月十五日人吉荘起請田以下中分注進状（相六）など。建久八年肥後国田帳の球磨郡分拔書（相二）にはその内部構成はみえないが、中分状では本荘と東郷で構成されており、本荘だけが中分された。「工藤二〇一五」は、東郷が中球磨・上球磨に散在したとみる。また「工藤一九八九」は頼景が当初、郡全域の権益を得て、それが再編後も完全には消滅しなかった可能性も述べる。魅力的な見解だが実証は困難であり、ひとまず措く。
- (7) 前掲相一六一で下村は「三毛兵庫助跡」・上村は同「妻女跡」とされており、宛行の事情は東方と同じと推測される。
- (8) 正元二年五月日人吉荘南方経徳名常楽名田数得田米等実檢注進状（相一七）には、「惣公文給三丁」がみえる。ただし中分状（前掲相六）には署判していた惣公文が、ここでは花押を据えていない。降つて徳治二年三月日人吉荘南方松延名田数得田米田付雑物等実檢注進状（相三七）では日下に「惣公文僧永順」が署判するが、藤原真憲との関係は不明だ。この他、中分状の「直人給七丁」や松延名檢注帳の「除雜免三丁^{庄官頼高法師給免}」は不明とせざるを得ない。
- (9) この訴訟は「池田一九七八」「小川二〇〇五」が、本稿とは別の角度から分析している。参照されたい。
- (10) 同年三月十四日某下文（永池文書一号、『熊本県史料』中世三。以下「表2-1①」の如く示す）。なお「渡」は欠損部であり、『熊本県史料』は「 （城カ）」とするが、表1-①に列挙される村名と原本残画から判断した。惣領家の文書である表1-①③④が案文であることから、平河文書が庶子家の文書であることが示唆される。なお服部も庶子家文書とするが、論拠の明示はない。
- (11) 観応二年七月十八日一色範氏宛行状（相一四〇）が相良孫次郎分に対応し、また永吉半分は、足利直冬の九州下向とともに、範氏と敵対した少式頼尚跡である。
- (12) 文和四年四月五日一色範氏宛行状（相一五五・六）が相良孫次郎分・相良式部丞跡分に対応する。
- (13) 服部は後述の左近允を「惣領」とする。だが一度しか現れず系譜も不明の彼に、その積極的徴証はなく、観覚・師里の家系の方が惣領家の可能性がある。惣領家の法名は観阿・観蓮と「観」が通字。また、もし嘉暦二年に永富名の手継状三通・訴陳三問三答状をうけ取っている「観覚」（同年）九月廿五日同人書状、相五〇）が平河観覚で、徳治二年の人吉荘預所「良峯師種」（前掲相三七）の継承者ならば、預所に任じ得る勢力ということ、その可能性はより高まる。

(15) さしあたり特別展図録の同文書解説(小川執筆) 参照。

引用文献

- 池田公一 一九七八年「鎌倉幕府権力の浸透と九州球磨地方の対応―御家人平河氏の対預所相論を中心に―」『東洋大学研究紀要』一五
東洋大学大学院文学研究科別輯
- 小川弘和 二〇〇五年「建久八年図田帳」群と本所領・武家領制」入間田宣夫編『東北中世史の研究』上巻、高志書院
- 小川弘和 二〇一五年「中世球磨郡の形成と展開」熊本県立美術館編『日本遺産認定記念ほとけの里と相良の名宝 人吉球磨の歴史と美』ほとけの里と相良の名宝展実行委員会
高志書院
- 小川弘和 二〇一六年「平安時代の球磨郡と造寺・造仏」同『中世的九州の形成』高志書院
- 工藤敬一 一九八八年 a 「中世球磨郡の展開と河川」熊本県教育委員会『熊本県歴史の道調査―球磨川水運―』
- 工藤敬一 一九八八年 b 「肥後球磨の荘園公領制と人吉荘」同『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版、一九九二年に再録
- 工藤敬一 一九八九年「相良氏の肥後球磨郡支配―その始原を考える―」同前掲『荘園公領制の成立と内乱』に再録
- 工藤敬一 二〇一五年「片寄」再考―関東御領永吉荘の存在形態から―同編『中世熊本の地域権力と社会』高志書院
- 小林一岳 一九九八年「地域紛争からみた南北朝期の「戦争」」同『日本中世の一揆と戦争』校倉書房、二〇〇一年に再録
- 佐藤進一 一九七一年『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会
- 清水 亮 一九九七年「鎌倉末期武士団における惣領制の変容過程―肥後国相良氏を中心に―」『年報三田中世史研究』四
- 清水 亮 二〇〇七年「鎌倉時代の惣領制・小地頭間相論と鎌倉幕府」同『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』校倉書房
- 田中大喜 二〇一一年「中世武士団構造の研究」校倉書房
- 羽下徳彦 一九六六年『惣領制』至文堂
- 服部英雄 一九七八年「空からみた人吉庄・交通と新田開発」『史学雑誌』八七一―八
- 服部英雄 一九八〇年「軍忠状の彼方に」『史学雑誌』八九―七
- 服部英雄 一九八三年「相良氏と南九州国人一揆」『歴史学研究』五一―四
- 平岡 豊 一九八六年「相良氏の惣領制」『國學院大學大学院紀要』文学研究科一八